

雫石町監査委員告示第 8 号

地方自治法第 98 条第 2 項の規定により雫石町議会の請求に基づく監査を実施したので、同法第 199 条第 9 条の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 9 月 6 日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

雫石町議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定に基づく雫石町議会の請求に基づく監査

第2 監査対象事務

令和4年度に一般社団法人しずくいし観光協会に交付された、一般社団法人しずくいし観光協会補助金及び観光誘客実践活動推進交付金に係る事務

第3 請求事項

雫石町議会からの監査請求に基づき、請求事項を次のとおり整理する。

- 1 一般社団法人しずくいし観光協会補助金交付要綱に基づき交付された補助金が、同要綱第1の目的に則って使用されているかどうかについて
- 2 観光誘客実践活動推進交付金交付要綱に基づいて交付された交付金が、同要綱第1条に規定する目的及び第3条に規定する交付対象事業の実施のために使用されているかどうかについて
- 3 上記1及び2の使途において、重複する事業の有無について

第4 監査期間

書類監査 令和5年6月21日（水）から 令和5年8月25日（金） まで
実地監査 令和5年8月7日（月）

第5 監査の方法

監査の方法は、担当課にあらかじめ監査に必要な関係書類の提出を求めた。また、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、一般社団法人しずくいし観光協会（以下「観光協会」という。）の出納その他の事務執行で補助金及び交付金に係るものの監査として、監査対象団体に出向き関係者から聞き取りを行った。

第6 監査結果

- 1 一般社団法人しずくいし観光協会補助金交付要綱に基づき交付された補助金が、同要綱第1の目的に則って使用されているかどうかについて

一般社団法人しずくいし観光協会補助金交付要綱第1（目的）には、「本町の観光振興を図るため、一般社団法人しずくいし観光協会の運営及び事業経費に対し、予算の範囲内で、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。」と規定している。この要綱に基づき、観光協会は令和4年4月1日に補助金交付申請書を提出している。申請額は9,000,000円である。当該申請書に添付された収支予算書では、補助金の使途は管理費に充当するとしているが、添付された令和4年度通常総会議案書内の令和4年度収支予算（案）では、そのうち事務局5名分の給与に充当するとしている。

提出された給与台帳及び総勘定元帳により、令和4年度中に支払われた人件費は次のとおりである。

・給料（4名分）	7,725,910円
・手当（期末手当含む。5名分）	3,912,770円
合 計	11,638,680円

人件費の給料について、事務局員のうち1名が指定管理事業（観光物産センター指定管理、令和4年度指定管理料3,955,000円）から給料を受給しているため、4名分としている。手当のうち期末手当は、指定管理事業に従事している職員分も当該補助金の対象としているため、5名分としている。

当該補助金額が9,000,000円であるため、残額2,638,680円は自己資金により支払われたことになる。観光協会の運営に必要な人件費を支払うために、適切に補助金が使用されていると判断する。

2 観光誘客実践活動推進交付金交付要綱に基づいて交付された交付金が、同要綱第1条に規定する目的及び第3条に規定する交付対象事業の実施のために使用されているかどうかについて

観光誘客実践活動推進交付金交付要綱第1条（目的）には、「この要綱は、雫石町（以下「町」という。）の健全な観光振興を図るため、町内において観光の振興を目的として観光誘客に関する事業を行う団体に対して観光誘客実践活動推進交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号）に定めるもののほか必要な事項を定める。」と規定している。交付金の対象事業については同要綱第3条に規定しており、その事業とは、観光振興促進調査事業、地域取組体制構築事業、情報発信事業、受入環境整備事業、誘客促進事業、鉱泉地保護管理事業、その他町長が必要と認める事業である。このうち、観光協会が実施を表明し交付金の交付申請をしたのは、情報発信事業、受入環境整備事業、誘客促進事業の3事業であり、これら3事業の決算額は次表のとおりである。

実施事業	事業費（うち交付対象額）
情報発信事業	3,850,000円（3,700,000円）
受入環境整備事業	4,406,009円（4,204,750円）
誘客促進事業	2,226,306円（2,124,806円）
合 計 3事業	10,482,315円（10,029,556円）

これら3事業の事業内容及び実施状況は次のとおりである。

（1）情報発信事業

令和5年3月31日付け交付金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に記載された本

事業の内容は、「町内への誘客・集客増とこれに伴う事業者収入の増へつなげていくことを目的に雫石町の自然・食・文化等をはじめとする観光資源を活用した広告を作成し、WEB上でプロモーションを行います。併せて、協会と個々の施設が、共同著作権を保有する画像・動画を制作し、個々の施設のプロモーション時にも活用可能とすることによって町全体の消費増・PR・町の活性化につなげる事業。また、会員施設のSNSアカウント分析を行い施設の集客及び売上増につなげる事業。」である。

当該事業の実施状況であるが、株式会社A社に令和4年10月1日付けで見積依頼をし、同年10月10日に見積書を収受している。翌10月11日には発注伺書を起案し、同日に観光協会理事長が決裁している。同年11月28日付け請求書3,850,000円が株式会社A社から提出され、同日支払にかかる決裁伺書が起案され、同日中に理事長の決裁及び支払いが行われている。当該発注業務にかかる契約書はなかった。

この事業により、観光協会会員の施設の広告、画像、動画が作成され、それらは観光協会ホームページ、SNS、YouTubeで配信されている。さらに、当該事業においてInstagramアカウント管理分析も実施しており、令和4年12月8日及び9日に希望のあった5施設を訪問しその運用状況をヒヤリングし、より集客及び売り上げ増に繋がるようなプロモーションの方法を指南していることを確認した。

(2) 受入環境整備事業

受入環境整備事業として ア) 山岳ガイド養成・派遣事業、イ) 調査事業、ウ) ワークেশン事業が行われている。それぞれの内容は次のとおりである。

ア) 山岳ガイド養成・派遣事業

実績報告書に記載された本事業の内容は、「日本山岳ガイド協会認定のガイド資格を取得し、協会主催の登山ツアーを増量させ、地元ガイドの活躍の場を広げ、ガイドの収入増へ繋げます。」である。

当該事業の実施状況であるが、まず、日本山岳ガイド協会認定のガイド資格については、ガイド取得を希望する2名に対し教本購入や講習、検定受験のための旅費及び交通費として合計1,325,259円が支払われていることを確認した。令和4年6月から令和5年3月にかけて計6回の受講及び受検をし、両名とも有資格者となっている。

協会主催の登山ツアーについては、令和4年度は39本設定し、そのうち催行されたのは27本であったが、これらのツアーに同行する添乗員の同行に対して交通費として合計106,000円が支払われていることを確認した。

イ) 調査事業

実績報告書に記載された本事業の内容は、「日本版DMOの登録要件に基づき、当町での旅行消費額や満足度など様々な項目でアンケート調査を実施し、より良い町となるようお客様が求めているものを調査しながら取り組みます。」である。

当該事業の実施状況について、株式会社B社に業務発注しているが、確認できた決裁伺書は11月28日に観光協会が受理した請求書にかかる支払伺書のみであり、11月29日に2,200,000円が支払われていることを確認した。

実地監査時に、本業務の契約書及び成果品の提示を求めたが、契約書は取り交わしていないため存在せず、成果品の提示もされなかった。成果品が提示できない理由を確認すると、当該成果品を入手するため株式会社B社が指定するインターネット上のアドレスにアクセスする必要があるが、そのアドレスが記載されたメールが届いておらず、何度かB社に対しメールで問い合わせしているが、そのアドレスへのアクセス方法を示されただけで、観光協会担当者が操作出来ない状況が続いていたことを確認した。

当該事業の支払が完了しているにも関わらず、成果品を受領していない状況を看過できなかったため、観光協会に対し、後日成果品を提出するよう伝えたと、令和5年8月25日（金）に印刷された成果品が提出され、その内容を確認した。

ウ) ワークーション事業

実績報告書に記載された本事業の内容は、「雫石駅を起点とした二次交通手段となるサイクリングの普及と地域経済の再活性化を図ります。新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人観光客獲得へ向けての情報発信を行うため多言語ページ（仕組）を制作し、グローバルな誘客活動を行います。」である。

当該事業の実施状況であるが、電動自転車とクロスバイクは4月から11月まで、ファットバイクは通年で貸し出しを行い、延べ141人の利用実績を上げている。この貸し出しに伴い、各自転車のメンテナンス料85,550円及びレンタサイクル賠償責任保険料73,200円が支払われていることを確認した。また、株式会社C社には、観光協会ホームページの多言語（英語・繁体字）制作を委託しているが、運用ページは山登りツアーの一部に限られている。支払伺書に添付された請求書では、英語版ページ及び繁体字版ページ制作に400,000円、原稿制作・翻訳36,000円、整備費180,000円、合計616,000円が請求され、令和5年3月31日に支払われていることを確認した。

（3）誘客促進事業

誘客促進事業として、ア) 旅行業事業、イ) 合宿誘致事業が行われている。それぞれの内容は次のとおりである。

ア) 旅行業事業

実績報告書に記載された本事業の内容は、「H26年度より継続して行っている仙台圏からの集客とH30年度より展開している当協会の募集型企画旅行による集客増に向けた新聞媒体によるプロモーション並びに登山ガイドの活躍の場を提供し町内への集客増と観光資源のPRを図ります。」である。

当該事業の実施状況は、観光協会主催の登山ツアーを39本設定し、株式会社D社及びC社に対し、合わせて5回広告の掲載依頼をし、合計693,000円が支払われていることを確認した。そのうち催行されたツアーは本数27本であるが、合計400名の参加者が来町している。また、これらの登山ツアーに同行した認定ガイド者へ報酬として合計504,000円が支払われていることを確認した。

イ) 合宿誘致事業

実績報告書に記載された本事業の内容は、「町内にある宿泊施設を対象に「合宿プラン」を企画し、町内への集客と飲食施設・多目的施設等の利用促進と地域の活性化に取り組みます。」である。

本事業の実施状況は、7団体計13回の合宿を受入れ、町内4つの宿泊施設へ集客をすることができている。各団体に対し助成金925,000円が支払われていることを確認した。また、当合宿プランのパンフレット制作及び合宿弁当のチラシも作成しており、これらの費用104,306円が支払われていることを確認した。

以上が交付金の使途である。いずれの事業についても、交付金交付要綱に規定された事業に使用されたことを確認した。

3 上記1及び2の使途において、重複する事業の有無について

これまで述べてきたとおり、1の補助金と2の交付金の使途において重複した事業は確認できなかった。

第7 監査意見

本監査請求は、本町の公金から支出された一般社団法人しずくいし観光協会補助金と観光誘客実践活動推進交付金に目的外使用があるかどうかについて監査を求められたものであるが、上記第6で示したとおり、補助金及び交付金のそれぞれの目的に反した使用は無いと判断する。

しかしながら、本監査において、契約書及び仕様書が存在しないため事業内容の詳細を確認することが困難であり、また、各事業の施行伺書など意思決定の過程を確認できる書類も存在しなかったため、観光協会の事務処理方法に改善の余地が大いにある。さらに、(2)受入環境整備事業のイ)調査事業については、その成果データを限られた職員しか見ることができない状況と説明があり、本町の観光を盛り上げていくために実施した調査データが、交付金を交付した本町所管課及び観光協会職員内で共有されていない状況を少なからず懸念する。

今後、補助金等を活用する際には、公金であることを十分に認識し、公平性、透明性を担保するためにも伺書及び契約書等を作成するよう事務改善を図られたい。